

和化漢文に於ける形式名詞の新生と分化について

鈴木 惠

目次

- 一、はじめに
- 二、形式名詞の分類
- 三、形式名詞の実際——『真福寺本将門記』を資料として——
- 四、形式名詞の新生と分化
 - I、形式名詞の通時的検討
 - II、『平安遺文』による時期の推定
- 五、むすび

一、はじめに

松下大三郎博士の提唱とされる形式名詞は、一般に「実質的意義を欠き、形式的意義のみを持っていて、常に実質的意義を補足する修飾語句を伴って用いられる体言」、「連体的なかざりなしでは成立せず、実質的な意味を失って、カテゴリー的な意味が前面に現れているような、文法化した名詞」（何れも『国語学大辞典』東京堂）、「名詞のうちの特殊な一類で、意味が抽象的・形式的になっていて、独立しては使われず、具体的・実質的な意味を補う修飾語を伴って使われ

和化漢文に於ける形式名詞の新生と分化について

る」(『国語学研究事典』明治書院)などと定義付けられているが、「修飾語を要求するかどうかはつきり決め難い場合もあり、形式名詞に所屬する語の範圍は確定し難く、實質名詞との區別は程度の差にすぎない点もある」(同上書)とされるように、実際にはその認定・弁別に苦慮する点も少なくない。しかしながら、形式名詞には名詞の語義が抽象化し、文構成に直接関与する、構文的職能を有するに至ったものも存するため、とりわけ文章・文体に関する研究において重要な位置を占めるもの如くに考えられる。就中、和化漢文・和漢混清文研究の分野において、その得られた成果が甚大であることは、「アヒダ(間)⁽¹⁾」「トコロ(所・処)⁽²⁾」「ヨシ(由)⁽³⁾」などについての一連の研究に明らかである。

二、形式名詞の分類

峰岸明博士は、変体漢文、殊に古記録の形式名詞として「アヒダ(間・際)」「ウチ(内)」「ウヘ(上)」「オモムキ(趣)」「カタチ(状)」「コト(事)」「タメ(為)」「ツイデ(次)」「デウ(条)」「トキ(時)」「トコロ(所・処)」「ナカ(中)」「ノチ(後)」「ホド(程)」「マヘ(前)」「ムネ(旨)」「ヤウ(様)」「ヨシ(由)」の十八語を挙げ、これらを、

〔A〕主語・述語・客語・補語など、格関係に関わる職能で用いられる名詞句を構成するもの——「趣」「状」「事」「条」「所」「由」

〔B〕連用修飾語の職能で用いられる名詞句を構成するもの

〈1〉空間上・時間上の状況を示すもの——「間・際」「内」「次」「中」「後」「程」「前」

〈2〉利益・目的・原因などを示してその叙述内容を限定するもの——「為」

〈3〉様態を示してその叙述内容を限定するもの——「様」

〔C〕形式名詞によって構成される名詞句が、述語に対して連用修飾語の関係から並立語乃至接続語の関係に移行した

もの

〔1〕後件が前件に添加することを示すもの——「上」

〔2〕後件が前件における事態の展開であることを示すもの——「処」

〔3〕前件が後件の原因・理由であることを示すもの——「間」⁽⁴⁾
の如くに分類された。

尚、峰岸博士にはこれとは別に、

〔a〕漢文訓読語の文法に従うもの——「所」

〔b〕仮名文学語の文法に従うもの——「次」「程」「様」「由」

〔c〕記録語独特のもの——「間」「上」「事」「状」「条」「処」

のように、位相差という観点からの指摘もある⁽⁵⁾（但し、右の分類の記号は便宜的に私に付したものである）。

三、形式名詞の実際——『真福寺本将門記』を資料として——

いま、およそ右の分類に従うこととして、平安中期天慶三年（九四〇）頃に原本が成立し、院政期承徳三年（一〇九九）に書写・加点された『真福寺本将門記』を取り上げ、所用の形式名詞（読み添えを除く）についての調査を行つてみる。実際に、一資料内に何種類の形式名詞が存在し、それらが如何様に使用されているのかを分析・確認する意図に立つ。但し、調査に際しては「然間・而間」「此間」「如此之間」「厥内」「其次」「此時」「然後」「是後」「自尔之後」「自今以後」「此外」「此由」など、指示語に直接承接するもの（多くが接続詞として取り扱われる）や、パターン化して用いられるものは除外してある。

しかし、必ずしも典型的とは言えないもの、あるいはこれに準じて用いられているもの（これらには△印を付す）まで含めると、『真福寺本将門記』には「アヒダ（間・際）」「△イゼン（以前）」「ウチ（内）」「ウヘ（上）」「△コト（事）」「コ

和化漢文に於ける形式名詞の新生と分化について

ロホヒ(比)「ジャウ(状)」「タメ(為)」「ツイデ(次)」「トキ(時)」「トコロ(所・△処)」「△ナカ(中)」「ノチ(後)」「ホド(程)」「△ムネ(旨)」「モノ(者)」「ヤウ(様)」「ヨシ(由)」の一八語の形式名詞が認められた。次に分類してこれを示す。聊か煩瑣であるが、当該漢字の全体の用例数、音・訓、用法についても、その概要を明示することとした。

「A」格関係に関わる職能で用いられる名詞句を構成するもの

□コト(事)

「事」字全二八例の内訳は、「コト」が「事由(コトノヨシ)」「(四例)を含めて二三例、「ツカマツル」一例、字音「ジ」四例である。このうち、形式名詞(的)とされる「コト」は次の一例のみで、「事件・行為」の如き意味を表している。

①将門之事・既ニツルヘリ霑ニツル恩澤ニツル(345)

□ジャウ(状)

「状」字一〇例は、総て字音「ジャウ」が当たると考えられる。熟字「過状(クワジャウ)」「告状(コクジャウ)」「愁状(シウジャウ)」「書状(シヨジャウ)」「善状(ゼンジャウ)」から推して、何れも「書状・文書」を指すものと思われる。形式名詞は、用例②など三例存する。

②乃可預天位之状・奏於大政官・自相模国歸於下総(一〇七)

但し、右例は楊守敬本には「状」と加点されているので、「カタチ」と訓ぜられた可能性もある。現に、『観智院本類聚名義抄』には三箇所に「状」字の「カタチ」訓が見出される外、『三卷本(前田本)色葉字類抄』には、

○形カタチ狼状像佛貌又作員(中略二二字)象物相容裁姿已上形也(上卷・人事・九六ウ6、合点略)

の如く、「カタチ」全三三字中第三位に合点付きにて登載されている。所謂訓漢字にも、

○嬋娟太平也加奈留状也(高山寺藏金剛頂一字頂輪王儀軌音義)二ウ4)

の如くに「状(カタチ)」が存することから、その訓は少なくとも平安時代初期からは一貫して「カタチ」系が中心であった如くに察せられるのであるが、小林芳規博士は、上代資料の『古事記』における「状」は総て「サマ」として、「形(カタ)」⁶⁾「姿(カタチ)」と区別されている。この問題の検討は、別の機会に譲りたい。

□トコロ(所)

「トコロ」には「所」「処」二様の表記が存するが、「処」字については後述する。

「所」字全六〇例の内訳は、「トコロ」三八例、「所謂・所云(イハユル)」一〇例、「所以(ユエニ・ソエニ)」二例、字音「シヨ」一〇例である。「トコロ」のうち、「置所」「遁所」など五例は「場所」の意を表すものであるが、他の三三例は、

③頃年「ルカマヘタル」所構「ルカマヘタル」兵革其勢殊「ヨリハ」自常「ルカマヘタル」 (105)

④将門「カ」所念「ルカマヘタル」奮斯而已「ルカマヘタル」 (311)

の如く、何れも活用語が返読して「所(トコロ)」を連体修飾するものであって、漢文訓読の場で頻繁に見出される、正に形式的な「トコロ」であることが知られる。⁷⁾

⑤晝則「カケハケテヲ」掛「カケハケテヲ」箭「カケハケテヲ」以「カケハケテヲ」眇人「カケハケテヲ」矢所中「カケハケテヲ」夜則「カケハケテヲ」枕弓「カケハケテヲ」以危「カケハケテヲ」敵心所勵「カケハケテヲ」 (145)

右の対句に於ける前句中の例などは、「(人の矢の中る)場所」の意ともされるが、後句とのバランスから同前と考える。

□ムネ(旨)

「旨」字は、「ムネ」二例、字音「ジ」一例である。「ムネ」は「趣旨」の意を表すが、典型的な形式名詞ではない。

⑥依官符之旨「ムネ」擬追補之間「ムネ」 (284)、「補」は「捕」の誤りか)

⑦又右少辨源相職「ムネ」朝臣「ムネ」引仰旨「ムネ」送書状「ムネ」詞云「ムネ」 (356)

□モノ(者)

和化漢文に於ける形式名詞の新生と分化について

「者」字は全部で二一九例が拾われ、「ハ」三五例、「バ」一〇例、「モノ」三二例、「テヘリ」二五例、「テヘレバ」七例、字音「シヤ」五例、不読例六例の如くである。⁽⁸⁾「モノ」の大半は本来的な「人物」を指すものであるから、形式名詞は、次の如き所謂文末の「ものなり」表現に用いられるもの四例である。このうち二例は割注内にある。

⑧ 仍彼君・案物情・貞盛・寔与彼前大掾源護并其諸子等皆同黨之者也。⁽⁹⁾ (17)
尚、本資料に「ことなり」表現は看取されない。

□ヨシ(由)

「由」字四四例の内訳は、「ヨシ」三八例、「資(ヨル)」と対句的に用いられる孤例の「ヨル」、字音「イウ」五例である。但し、「事由(コトノヨシ)」四例、「無由(ヨシナシ)」一例の外、「其由」「此由」など指示語に承接するものを除くので、取り上げるのは一九例である。主に「趣旨」「内容」を表す用法と推察されるが、前述の「ムネ」とは異なり、既述の内容を概括的に承けた「〜ということ」の意を表す典型的なパターンとなつてゐる。構文的には、「ヨシ」に連体修飾する品詞の相違によつて、用例⑨⑩のような助動詞が承接するもの(「可(ベシ)」七例、「被(ル・ラル)」二例、「令(シム)」一例)と、用例⑪の如き名詞が承接するもの(九例)とが見受けられる。

⑨ 護常嘆息子扶隆繁等為將門被書之由。(36)

⑩ 為將門可有功課由被議於宮中。(276)

⑪ 而常稱逃亡之由曾无捕渡之心。(288)

〔B〕連用修飾語の職能で用いられる名詞句を構成するもの

〈1〉空間上・時間上の状況を示すもの

□アヒダ(間・際)

「間」字全四例は、字音「ケン」三例、地名「蒜間(ヒルマ)」一例以外は、総て「アヒダ」に当たるが、接続詞「然間・而間(シカルアヒダニ)」(二例)や、

⑫中箭^ニ死者^ノ・不意^ニ別父子之中^ニ・弃楯^ヲ遁者[・]不圖^ニ離夫婦之間^ニ(14)

のような、「中(ナカ)」同様に「人倫」の意を表すもの(二例)などを除くため、ここでは時間的意味用法の「期間」又は「継続」の意を担う一九例を取り上げる。「原因・理由」を表す用法(五例)は分類「C」にて取り扱う。

⑬如斯^ニ騒動之間^ニ・館内及府邊[・]悉被^ス虜領^ニ(32)

「際」字一例も「アヒダ」と訓まれるが、「期間」の意とはやや異なり、「時節」ほどの意かと思われる。

⑭鬱包^ノ之際^ニ・今年之夏[・]同平貞盛[・]拳^ニ召^ス將門^ニ之官符^ヲ到^リ常陸国^ニ(32)、「包」は「悞」の誤りか)

□イゼン(以前)

「先」字一例は、「マツ」六例、「サキ」三例、「サキダツ」一例、字音「セン」一例であり、「前」字二八例は、「マへ」「二例、「サキ」五例、地名「蕃前(エサキ)」一例、字音「ゼン」二例であるが、この両字に形式名詞「サキ」「マへ」は存しない。只、「以前(イゼン)」四例は二合して「サキ」と訓ずることもあるため、形式名詞に準じてここに掲げた。「(より)前」の意である。

⑮仍將門告一人以前^ノ同年十月十七日[・]火急^ニ上道[・](90)

□ウチ(内)

「内」字全三例は、「ウチ」一例、地名「河内(カウチ)」一例、字音「ナイ」二例である。このうち、「厥内(ソノウチニ)」四例などを除くと、連用修飾句を構成する形式名詞は三例である。用例⑮など二例は、時間的な「範囲内」の意を表すが、用例⑰は数量的な「範囲内」の如くである。

⑰但一月之内^ニ只有一時之休^ニ(54)

⑰七八艘内・所被虜掠・雜物資具三千餘端。(126)

□コロホヒ(比)

「比」字八例の内訳は、「コロホヒ」三例、「ナラフ」一例、字音・音仮名「ヒ」四例である。「コロホヒ」のうち「而比(シカルコロホヒニ)」一例を除くと、対象は次例のみである。「時分」の意を表すものと考えられる。

⑱清廉之比・宿於砲室・羶奎之名取於同烈。(193)

□ツイデ(次)

「次」字二五例は、「ツイデ」九例、「ツギ」二例、「ツギニ」一例、「ツグ」一例、字音「ジ」一例であるが、「ツイデ」のうち三例は「其次(ソノツイデニ)」であるから、対象は六例である。

⑲仍欲逃・彼介獨之身・便開國廳西方之陣・令出彼介之次千餘人之兵・皆免鷹前之鳩命・急成出籠之鳥羽。(83、「羽」は「歡」の誤りか)

右例は、将門が下野の国衙において叔父の介良兼を包围した際に、西方の陣を開いて彼一人を逃がそうとした場面であるが、良兼が抜け出した「折、それに引き続いて」千余の兵士が逃れ出た、の如くに分析できるようである。「時節」と「継続」とを兼ね合わせたような意味合いとなる。

□トキ(時)

「時」字五一例は、字音「ジ」五例以外は総て「トキ」と訓ずる。只、接続詞「于時・時(トキニ)」が二九例(後者は二例)拾われるので、連用修飾句を構成する形式名詞は七例である。

⑳爰新皇之陣・就跡・追來之時・貞盛秀郷為憲等之伴類二千九百人皆遁去。(481)

㉑予在世之時・不修一善。(539)

用例⑳のように、行為の行われる「時点」の意を示すことが多い(五例)が、用例㉑の「在世」の如く幅のある時間を

指すものもある。

□ナカ(中)

「中」字四七例の内訳は、「ナカ」一四例、「ナカゴロ」二例、「就中(ナカンツクニ)」二例、「大中臣(オホナカトミ)」一例、字音「チウ」二〇例である。「ナカ」は、主に人と人との「関係・間柄」、空間的な「範囲内」の意を表すが、殊に時間的意味用法が見受けられない点に、類義語「ウチ」との異なりが窺われる。但し、ここでは連用修飾句を構成するものの、用例⑳のように用言に返読するもの(二一例)などを除くため、形式名詞として取り上げるものは僅かに二例(用例㉓・㉔)である。しかし、両例には疑義が存する。

⑳貞盛幸有天命^ニ免呂布之鎬^ヲ遁隱山中^ニ (21)

㉑于時^ニ津中孟^ノ冬^ニ日臨^メ黄昏^ニ (143、「津」は「律」の誤りか、「中」は「アタル」か)

㉒陣頭多治経明^ノ坂上遂高等之中^ニ・追領^ヒ彼女^ニ (426、「中」は楊守敬本に「陳(陣の誤写)中」とあり)

□ノチ(後)

「後」字三一例は、「ノチ」一七例、「ウシロ」六例、字音「ゴ・コウ」八例であるが、「然後(シカシテノチ)」三例、「厥後(ソノノチ)」三例などを除くと、連用修飾句を構成する形式名詞「ノチ」は四例である。構文的には、用言が(接続助詞「テ」を介して)承接するもの(用例㉕など三例)と、体言が(格助詞「ノ」を介して)承接するもの(用例㉖)とが見られる。

㉕即自相模^ニ歸本邑^ニ之後^ニ・未休馬蹄^ニ (419)

㉖以去^{スル}天慶元年六月中旬^ヲ・京下之後^ニ・懷官符^ヲ・雖相糺^{ヒト}・而伴將門弥^ト・施逆心^ヲ (216)

□ホド(程)

「程」字七例は、総て形式名詞「ホド」であつて、殆どが「時節・時分」の意と考えられるが、

和化漢文に於ける形式名詞の新生と分化について

②⑦ 凡領八国^ニ之程^一。一朝之軍政來者。足柄碓氷^ニ。固^ニ關當禦坂東^一。(387、「政」は「攻」の誤りか)
 用例②⑧のように、「アヒダ」の「継統」の意味用法に近似したもの(二例)も看取される。

②⑧ 于時^ニ貞盛秀郷等^一。就蹤^ニ征之程^一。同日未申^ニ尅許^一。襲^ニ到於川口村^一。(449)
 へ2) 利益・目的・原因などを示すもの

□タメ(為)

「為」字全七七例に、字音「キ」の確例(遡行訓注例は可能性あり)はなく、従つて殆どが和訓を担うものと思われる。「タメ」二八例、「為憲(タメノリ)」六例、「ス」二四例、「シテ」四例、「ナス」六例、「ナル」三例、「將為(マサナリ)」一例、「タリ」二例、「ラル」二例、「以為(オムミラク)」一例の如く、その種類は多い。「タメ」は何れも名詞か活用語の連体形が、助詞「ノ」「ガ」を介して承接する形式名詞とされるが、うち二例は連体修飾句を構成するので除外される。意味用法の観点から、「原因」を示すもの(用例②⑨など二例)、「目的」を示すもの(用例③⑩など一一例)、「く」とつては」の如き意味を表すもの(用例③⑪など三例)に三分される。

②⑨ 所遺^ニ民家^一。為^レ仇^ニ皆悉焼亡^一。(119)

③⑩ 然^レ而^レ為^レ鎮彼此之乱^ニ欲^ニ向相武藏国^一者。(254)

③⑪ 凡^レ為^レ国^ニ成^レ宿世之敵^一。為^レ郡^ニ張^レ暴惡之行^一。(288・289)

へ3) 様態を示すもの

□ヤウ(様)

「様」字は、唯一次の例が存するのみである。

③⑫ 玄明誠^ニ。聞^レ此由^ニ於將門^一。乃^レ有^レ可被合力^ニ之様^一。(294、「誠」は「試」の誤りか)

玄明の言上に対する將門のリアクションであるから、単なる「様子」ではなく返答の「内容」の意で、むしろ「言葉」

に近い意味合いではないかと考えられる。楊守敬本の「様」字右傍に、「語」とあることも参考となる。『観智院本注好選』に一〇例存する（後掲へ表Ⅰ参照）、会話などを引用する用法は看取されない。

〔C〕並立語・接続語の關係に移行したもの

へ1へ 添加を示すもの

□ウへ（上）

「上」字全六一例は、「ウへ」一一例、「坂上遂高（サカノウヘノトゲタカ）」二例、「カミ」四例、「上総（カムツサ）」一〇例、「上毛野（カムツケノ）」二例、「上野（カムツケ）」一例、「ノボル」五例、「アグ」三例、字音「ジャウ」二二例として用いられる。形式名詞「ウへ」は四例で、何れも「添加」の意を表しているが、用例③③の「兄弟」に「因縁」を「添加」するもののように、単語レベルのものも三例存する。句・文レベルの「添加」例は、用例③④のみである。

③③ 而介良兼朝臣与良正兄弟之上乍而彼常陸前掾源護之因縁也。（35）

③④ 随兵少上・用意皆下・只負楯還。（109）

へ2へ 事態の展開を示すもの

□トコロ（処）

「処」字四例は、「宿処」「遁処」に示されるように、基本的には「場所」の意を表す（「所」字では、「トコロ」三八例中五例存する）。「所」字のような、活用語が返読して「トコロ」を連体修飾するものは全く見当たらない。但し、次の一例は時間的意味用法の如くに解せられ、又接続助詞的な用法（順接）を表す形式名詞の萌芽的なものとも見做すことができる。

③⑤ 尚懷戀処无相逢之期（131）

和化漢文に於ける形式名詞の新生と分化について

へ3)原因・理由を示すもの

□アヒダ(間)

「原因・理由」を示す「アヒダ」は、先述のように五例拾われる。時間的意味用法との判別が難しいもの(二例)もある。例えば、用例③⑥は前件「正任の国司がまだ着任しない」と後件「むりに入部しようとした」との間に、「継続(うち)」の用法と「原因・理由(くので)」の用法との二様が考えられるのである。更に、逆接的な「くのに」といった意も想定できるかも知れない。

③⑥而件權守正任・未到之間・推擬入部者(239)

用例③⑦など二例は、明らかに「原因・理由」を示していると考えられるが、用例③⑥は前件「対面しようとする」と後件「良正も将門の次の伯父である」とが全く無関係であつて、正に形式的な用法と察せられる。¹¹⁾

③⑦而恒例兵衆・八千余人未來集之間・齋所率四百余人也。(473)、「齋」は補入、見消字あり

③⑧乃・擬對面之間・故上總介・高望王之妾・子平良正亦將門次之伯父也。(33)

『真福寺本将門記』に看取される形式名詞は、以上に示した如くである。種類という観点から見た場合、今般、峰岸博士の指摘のなかつた「イゼン(以前)」「コロホヒ(比)」「モノ(者)」の三語をも取り上げたのであるが、逆に指摘のあつた「オモムキ(趣)」「デウ(条)」「マへ(前)」の三語が認められないという結果となつた。このことは、形式名詞が各時代・各資料を通して、均一に用いられていたわけではなかつたことを示唆している如くに推察される。意味用法に、史の変遷が指摘されている形式名詞の存在も亦、その裏付けとなるのではないだろうか。¹²⁾

加えて、特に分類「A」「B」の内部に於いては、類義の意味用法を表す各形式名詞が、微妙なニュアンスの相違を巧みに叙述に活かされている様を確認することもできた。

尚、『真福寺本將門記』には、この外に「原因・理由」を表す形式名詞「ユエ（故）」が割注に二例（「故」字一九例の内訳は、文頭「ユエニ」一三例、「ユエ」三例、字音「ユ」三例）存する。

③有春節^ユ故・云嘉禾^ト等^ト也。以二月十四日^ト逝過^カ故。言桂月兼隱^{テト}也。（^レ、割注）

他に、「イタリ（至）」「カギリ（限）」「サカリ（盛）」「シタ（下）」「セツ（節）」「ソト（外）」「ハジメ（初）」なども拾われるが、今般これらについては取り上げていない。

四、形式名詞の新生と分化

I、形式名詞の通時的検討

そこで、次に前節に述べた『真福寺本將門記』に加え、平安初期以前の資料から『古事記』『風土記』『日本靈異記』を、平安中期以降の資料からは『貞信公記』『真福寺本尾張国解文』『高山寺本古往来』『観智院本注好選』を取り上げ、所用の形式名詞の通時的検討を行った。抽出の規準・方法は、同前である。その結果は、〈表I〉「和化漢文の形式名詞」に示す如くである。

本表を瞥見して直ちに理解されることは、平安初期以前の資料と平安中期以降の資料とで、使用される形式名詞の種類・用法に大きな差違が見られることであろう。即ち、多少の出入りはあるものの、前者が「コト」「サマ・カタチ」「トコロ（所）」⁽¹³⁾「モノ」「アヒダ（時間的・空間的意味用法）」「ウチ」「サキ」「トキ」「ナカ」「ノチ」「ホカ」「マへ」「タメ」など、『日本靈異記』のみに看取されるもの（「モノ」「ホカ」）や、少用のものまで合わせても二三語に過ぎないのに対して、後者では更に「ムネ」「ヨシ」「コロホヒ」「ツイデ」「ホド」「ヤウ」「ウへ」「トコロ（処）」「アヒダ（接続助詞的用法）」など、それ以前には存しなかった多様なヴァリエーションが認められるに至るのである。その変容は、分類「A」「B」「C」それぞれに満遍なく拾われるので、形式名詞全体に及ぶ量的・質的な変容であつて、正に形式名詞の「新生」と

〈表 I〉 和化漢文の形式名詞

	古事記	風土記	靈異記	貞信	將門記	解文	古往来	注好選
[A] コト サマ・カタチ (ジャウ) トコロ ムネ モノ ヨシ	事 ₁₁ 状 ₁₈	事 ₅ 状 ₁ 様 ₁ 所 ₃₅	事 ₃₃ 状 ₅ 所 ₅₉ 者 ₇	事 ₅₉₁ 状 ₁₁₃ 所 ₆₁ 旨 ₂ 者 ₉ 由 ₇₁	事 ₁ ※状 ₃ 所 ₃₃ 旨 ₂ 者 ₄ 由 ₁₉	事 ₄₂ 所 ₅₄ 旨 ₂ 者 ₁₀ 由 ₆	事 ₂₇ ※状 ₁ 所 ₄₇ 旨 ₉ 者 ₇ 由 ₂₁	事 ₉ ※状 ₁ 所 ₂₁ 者 ₂₇ 由 ₁
[B] 〈1〉 アヒダ ウチ コロホヒ サキ・イゼン ツイデ トキ ナカ ノチ・イゴ ホカ ホド マヘ 〈2〉 タメ 〈3〉 ヤウ	間 ₂₇ 内 ₁ 以前 ₁ 時 ₅ 後 ₆ 以後 ₁ 為 ₅ ~~~~~	※間 ₁₀ ※内 ₁ 以前 ₁ 已前 ₁ 時 ₁₅₃ 中 ₃₀ 後 ₅ 為 ₁ 前 ₁ ~~~~~	※間 ₅ 頃 ₁₁ ※内 ₇ 以前 ₂ 先 ₁ 時 ₇₄ 中 ₂₉ 後 ₂₃ 以後 ₁ 已後 ₁ 外 ₂ 前 ₇ ~~~~~	間 ₂₄ 以前 ₇ 前 ₅ 次 ₄ 時 ₇ 中 ₃ 後 ₅₆ 以後 ₃ 為 ₈₅ ~~~~~	間 ₁₉ 際 ₁ ※内 ₃ 比 ₁ 以前 ₄ 次 ₆ 時 ₇ 中 ₂ 後 ₄ 程 ₇ ~~~~~	間 ₁₂ ※内 ₃ 比 ₂ 時 ₁ 後 ₁ 外 ₈ 程 ₁ ~~~~~	※間 ₁₇ 際 ₉ ※内 ₁ 比 ₂ 以前 ₄ 次 ₈ 中 ₂ 後 ₉ 以後 ₃ 外 ₂ 程 ₂ ~~~~~	※間 ₃₁ 内 ₄ 前 ₃ 次 ₁ 時 ₅₃ 中 ₂₃ 後 ₃₈ 以後 ₁ 外 ₁ 程 ₃ 前 ₃ ~~~~~
[C] 〈1〉 ウヘ 〈2〉 トコロ 〈3〉 アヒダ	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~	上 ₂ 処 ₃ 間 ₆	上 ₄ ※処 ₁ 間 ₅	上 ₁ 処 ₄ 間 ₂	上 ₆ ~~~~~ 間 ₁₀	上 ₁ ~~~~~ 間 ₄

※ 1. 風土記—「由」は「ユエ」か。「間」の 2 例空間的用法。「内」は空間的用法。
 2. 靈異記—「間」の 1 例空間的用法。「内」は空間的用法。
 3. 將門記—「状」は書状か。「内」の 1 例数量的用法。「処」は時間的用法。
 4. 解文—「内」は空間的用法。
 5. 古往来—「状」は書状か。「間」の 3 例空間的用法。「内」は空間的用法。
 6. 注好選—「状」は「カタチ」か。「様」は総て引用の用法。「間」の 5 例空間的用法。
 7. 「ナカ」「マヘ」は総て空間的用法。

〈表Ⅱ〉 平安遺文の形式名詞

種 類	時 期	延暦一	仁寿一	延喜一	天曆一
		嘉祥	昌泰	天慶	長保
[A]					
オモムキ(趣)		~~~~~	~~~~~	~~~~~	1
コト(事)		58	54	36	182
サマ・カタチ(状)		7	7	30	42
(ジヤウ)					
デウ(条)		~~~~~	~~~~~	1	
トコロ(所)		32	46	24	85
ムネ(旨)		~~~~~	~~~~~	1	11
モノ(者)		2	2	1	10
ヨシ(由)		~~~~~	3	22	55
[B]					
<1>					
アヒダ(間)		7	6	7	50
ウチ(内)		1	2	9	18
コロホヒ(比)		~~~~~	~~~~~	~~~~~	1
サキ・イゼン(前)			※1		3
(以前)			1	2	1
ツイデ(次)		~~~~~	~~~~~	1	3
トキ(時)		3	7	3	17
(期)			1		
ナカ(中)			※9	3	10
ノチ・イゴ(後)		2	3	9	39
(以後)				1	
ホカ(外)			※3		2
ホド(程)		~~~~~	~~~~~	~~~~~	3
マヘ(前)		※			
<2>					
タメ(為)		11	1	6	37
<3>					
ヤウ(様)		※			
[C]					
<1>					
ウヘ(上)		~~~~~	2	2	
<2>					
トコロ(処)		~※1	~~~~~	3	8
<3>					
アヒダ(間)		~※3	~~~~~	8	19

- ※1. 「サキ」, <表Ⅰ> で『古事記』などに有り。
- 2. 「ナカ」, <表Ⅰ> で『風土記』などに有り。
- 3. 「ホカ」, <表Ⅰ> で『日本靈異記』に有り。
- 4. 「マヘ」「ヤウ」は用例無し。
- 5. 「トコロ」「アヒダ」は「仁寿一昌泰」間に無し、例外的か。

「分化」の如くに考えられる。とりわけ、分類「C」の言わば接続助詞的用法は、名詞としての実質的な意味を喪失した形式名詞が、更に接続語に近い職能を有するに至ったもので、象徴的な意味に於ける「平安中期」(以下、同)以降に「新生」「分化」した全く新しい用法であることが窺われるのである。

和化漢文に於ける形式名詞の新生と分化について

II、『平安遺文』による時期の推定

前節に見た、形式名詞の「平安中期」以降の「新生」と「分化」は、実際には平安中期に突然行われたのではなく、各語毎に若干の遅速を以て、徐々に進行したものであるのではないかと推察される。

そこで、次に『平安遺文』を資料として、かかる変容の時期の推定を試みる。調査の対象は延暦年間から長保年間とし、西暦八五〇年、九〇〇年、九五〇年をおよその目安として、便宜的にその内部を「延暦—嘉祥」「仁寿—昌泰」「延喜—天慶」「天曆—長保」のように四期に区分してある。

その結果は、〈表II〉「平安遺文の形式名詞」に示した如く、大筋に於いては「平安中期」がターニング・ポイントの如くに判断されるものの、子細に見ると、各形式名詞の初出の時期に猶微妙なズレが看取されるのである。即ち、管見に入った対象一二語の初出例には、平安初期九世紀初頭から平安中期十世紀末葉まで、約一八〇年の幅が認められるのである。しかし、「アヒダ」「トコロ」に関しては、「仁寿—昌泰」期に見出されないことに徴して、一般的となるのは、やはり平安中期延喜年間以降（用例④③）かと推察される¹⁴。その場合のズレ幅は約一二〇年ということになる。

□「延暦—嘉祥」期——「アヒダ（間）」「トコロ（処）」

④〇然遣春米末運進之間、且奉上如件、（五百井女王家施入状、弘仁六年〈85〉）

④①其後麻毛利宿禰一女子佐伯氏子居住彼寺、而不治之間、令破壊教屋、竟發邪心、（佐伯院付属状、延喜五年〈905〉）

④②任大師遺告、執行寺務之処、以去七月廿五日大國・川合両庄司坂田良成進於本寺解上云、（民部省符案、承和二年〈845〉）

④③至于今日、更無相論之処、今俄被致如此非理妨之条有何故乎、（伊勢太神宮司牒案、延長三年〈925〉）

□「仁寿—昌泰」期——「ヨシ（由）」「ウヘ（上）」

④④具注爲同宗之由、即十九年七月十日進上之矣、（讃岐国司解、貞観九年〈867〉）

④⑤而无清慎非寛大之上、多有不宜者、（禅林寺式、貞観十年〈868〉）

□「延喜—天慶」期——「デウ(条)」「ムネ(旨)」「ツイデ(次)」

④6 今俄被致如此非理妨之条、有何故乎、(伊勢太神宮司牒案、延長三年〈925〉)

④7 妄令虜掠以前相博田之旨、更不知其理、(同右)

④8 又朱雀院太上天皇行幸禮佛之次、以去昌泰二年宛賜料物、(神護寺実録帳写、承平元年〈931〉)

□「天曆—長保」期——「オモムキ(趣)」「コロホヒ(比)」「ホド(程)」

④9 而臨成熟之期、忽有横妨、其妨之趣、或人々為勞濟、得意者、廻左右謀計所横妨也、(藤原公忠解、康保三年〈966〉)

⑤0 因之以去夏之比、文□所檜皮可運上之由、度々差遣使者、(清胤王書状、康保三年〈966〉)

⑤1 貴子之夫故物部茂興存生之間、借用米二斛五斗未辨返之程、其身死去、(内藏貴子解、長徳三年〈997〉)

尚、『寧樂遺文』によれば、「アヒダ」「ヨシ」「ムネ」の三語については、諸国の田券など古文書において、更に初出の時期を遡らせることもできるようであるが、分量も極く僅かで、必ずしも典型的なものではないため、所謂形式名詞的用法の「萌芽」「徴候」の如くに考えられる。

⑤2 一度病臥未療之間不參向、但使進上、(越前国諸莊莊券、天平神護二年〈766〉)

⑤3 從元零落、彼此秋収不便、因茲當授田時、論可相換由、(伊賀国柘植郷等田券、天平神護三年〈767〉)

⑤4 亦知三玄五經之旨、並照天文地理之道、(上宮聖徳法王帝説)

五、むすび

以上、和化漢文の形式名詞を通時的に検討することによって、もともと質的・量的に極めて簡素であった和化漢文の形式名詞が、「平安中期」を中心とした百数十年の間に、次第に「新生」「分化」して様々な種類と用法とを獲得するに至ったプロセスを明らかにしてきた。本稿の主たる目的がその時期の推定にあったがために、些か数量的な面からの分

析に傾き、微妙な意味用法の「新生」と「分化」とを十分には描き切れなかつた憾みが残るが、その全体像の素描はおよそ達成できたのではないかと考へる。

しかして、問題は「新生」「分化」が行われた原因である。が、前述の変容が、大局的には同一意味用法（広義）内に於ける類義語の拡充と、接続助詞的用法の獲得とに集約できることに徴すれば、ここに和化漢文をして微細な内容・複雑な論理を兼備した表現を可能ならしめんとした、当代の言語生活者たちの意図が働いたことは疑いないであろう。又、形式名詞の出自⁽¹⁵⁾に照して、漢文訓読語が大部分を占めていた状態から、和文語・記録語をも交用する状態へと漸次推移して行く様は、その影響もしくは受容の方向を示唆しているようである。このことは、和化漢文が一個の文体として確立する過程と時期とを憶測する上で、看過できない重要な事実ではないかと考へる。

尚、先の分類「A」に於いて、活用語が返読して連体修飾する「トコロ（所）」、「文末表現に使用される「モノ（者）」を除く、言わば「既述の内容を概括的に承ける用法」を持つ、「コト（事）」、「サマ・カタチ・ジャウ（状）」、「ムネ（旨）」、「ヨシ（由）」に限定して、微妙な意味用法（狭義）の相違を観察してみた時、それぞれの形式名詞が、必ずしも単一の意味用法のみを担っているのではないことに気付かされる。例えば『古事記』の「コト」は、殆どが用例⑤⑥のような「事実・行為」の意を表すもの（九例）であるが、用例⑤⑦の如き「事情・理由」の意とも解されるもの（二例）が拾われるし、⑤⑧於是、円野比売慚言、同兄弟之中、以姿醜被還之事、聞於隣里是、甚慚而、（中巻、344）

⑤⑨唯大御神之命以、問賜僕之哭伊佐知流之事故、白都良久、（上巻、199）

「サマ」も亦、用例⑦のような「様子・状態」の意を表すもの（二例）ばかりでなく、「言葉の」内容」の意を表すもの（用例⑤⑧など三例）、「方法・手段」の意を表すもの（用例⑤⑨など二例）、「事情・理由」の意を表すもの（用例⑥一例）が看取されるのである。

⑤⑦答曰之状亦如天皇之命。（下巻、321）

⑤⑧ 介、其倉人女、聞_レ此語言、即追_レ近御船、白之状、具如_レ仕丁之言。(下巻、43)

⑤⑨ 介、大國主神曰、然者治奉之状奈何、答言、吾者、伊_レ都岐奉于倭之青垣東山上。(上巻、425)

⑥⑩ 以下為請_レ將_レ罷往_レ之状參上耳。(上巻、20)

又、『日本靈異記』の「サマ」には、「内容」の意を表すもの三例、「様子・状態」の意を表すもの一例の外に、「趣旨」の意を表すとされるものが一例存する。⁽¹⁶⁾「得_レ其為_レ汝之身_二」という閻羅王の言葉の「趣旨」を、衣女がその父母に伝える場面である。

⑥⑪ 於_レ此衣女、貝陳_レ閻羅王詔状_一 (中巻、第25縁、「貝」は「具」の誤りか)

しかりとすれば、平安初期以前に於ける形式名詞「コト」「サマ」が、既にして後発の「ムネ」「ヨシ」⁽¹⁷⁾などに近似する意味用法を担っていたということになる訳であるから、元々かかる多様な意味用法を兼担していたこと自体に、形式名詞の「分化」の抑もの内因があつたのではないかと考える。

但し、右は僅かに分類「A」をサンプルとして述べたに過ぎない。形式名詞の「新生」「分化」についての全容の解明は、後考に俟たなければならない。

注

- (1) 峰岸明「今昔物語集に於ける変体漢文の影響について——『間』の用法をめぐって——」(国語学三六、一九五九年三月)、丸山諒男「接続助詞的な『間(あひだ)』について」(大東文化大学紀要・文学部三、一九六五年一月)、下河部行輝「太平記の文体——『間』と『程』——」(国語学研究六、一九六六年一〇月)、原田芳起「万葉集の『間』字の訓義をめぐって——接続形態『あひだ』に『ほど』についての語彙論的考察——」(樟蔭国文学二一、一九七四年三月)、拙稿「原因・理由を表わす『間』の成立」(国語学二二八、一九八二年三月)、山内貴子「『間』と『程』——『今昔物語』を中心としたその意味と文体——」(大阪大学・語文四〇、一九八二年一月)、辻田昌三「あひだ(間)」(国語語彙史の研究七、一九八六年二月)、船城俊太郎「間(あひだ)の分布」(国語

字一五六、一九八九年三月)など。

- (2) 青木孝「吾妻鏡に見える『處(処)・所(所)』両字の使い分けについて——接続助詞的に用いられた『處』字を中心として——」(青山学院女子短期大学紀要二八、一九七四年一月)、小山登久「公家日記に見える『所(処)』字の用法について——平安時代の資料を対象に——」(国語国文四六・四、一九七七年四月)、同「公家日記に見える『所(処)』字の用法について(続)」(ノートルダム清心女子大学紀要、国語・国文学編二一、一九七八年三月)、沖森卓也「上代文献における『所』字について」(国語と国文学五五・三、一九七八年三月)など。

- (3) 山口佳紀「今昔物語集の文体基調について——『由(ヨシ)』の用法を通して——」(国語学六七、一九六六年二月)、小川栄一「記録体における形式名詞『由』」(日本語と日本文学一、一九八一年六月)など。

- (4) 『国語学叢書、変体漢文』(東京堂、一九八六年)二一七頁以下。

- (5) 『岩波講座日本語、文体』(岩波書店、一九七七年)二〇四頁以下。漢文訓読語に用いられた形式名詞については、夙に築島裕博士が「アヒダ」「ウシロ」「ウチ」「ウヘ」「カタ」「カタハラ」「カミ」「コト」「シタ」「シリヘ」「タメ」「トキ」「トコロ」「ナカ」「ノチ」「ヒト」「ホカ」「ホトリ」「マヘ」「ママ」「モノ」「ユエ」「ヨシ」の二三語を指摘している(『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学出版会、一九六三年、三六六頁以下)。

- (6) 日本思想大系『古事記』(岩波書店、一九八二年)五三五頁、類義字一覧「形状」の項目。「古事記」の「状」字については、他に戸谷高明「古事記表現論——『状』の用法——」(学術研究国語国文学三六、一九八八年)があるが、そのヨミとしては最近の訓読の傾向を採って「サマ」としている。尚、峰岸博士は「状」字のヨミとして、注(4)文献二一八頁では「カタチ」、同二五八頁では「ジャウ」、注(5)文献二〇八頁では「ジャウ」、の如く二様を示されている。今は「ジャウ」に従う。

- (7) 和化漢文の「所」字の用法については、注(2)小山論文に詳しい。後者では「将門記」にも言及され、「所」字の用法から見て「漢文体的性格が強く、記録体的性格がはなはだ弱い」としている。氏は、特に「記録体特有のもの」とする「準体法(文末用法)」と、「関係代名詞的用法」との多寡を以て、右の見解を導かれている。筆者(私)の調査(但し、規準は多少異なる)によれば、用例③の如き文中用法でもある「関係代名詞的用法」は二三例、用例④のような「準体法(文中用法)」は一〇例、「同(文末用法)」は一〇例である。

- (8) 拙稿「真福寺本将門記に於ける助字の訓法と読添の方法」鎌倉時代語研究二(一九八九年七月)において詳述した。不読例のうち、「云者」(336)「表者」(337)以外は、何れも加点の誤りとして処理することが可能である。

- (9) 「ものなり」「ことなり」表現については、「中世における『ことなり』『ものなり』表現について」(『国語史への道』上、三

省堂、一九八一年)、『ものなり』表現の系譜について(鎌倉時代語研究七、一九八四年五月)、『今昔物語集の表現と原拠』(鎌倉時代語研究九、一九八六年五月)など、東辻保和氏の一連の研究がある。中世の説話に於いては「ものなり」よりも「ことなり」を多用すること、『今昔物語集』に於いても同様であるが、この場合原拠との関連をも考慮すべきこと、「ものなり」表現の流れは仏教教典に辿り得ること、などを明らかにされた。筆者(私)も亦、今般の調査に際して両表現に着目してみた(但し、文末用法のみ)が、用例が皆無の『古事記』『風土記』を除き、「ものなり」表現が総てに看取され、為にこれが和化漢文に一般的な表現の如くに理解できるのに対して、「ことなり」表現は『寧楽遺文』(一例)、『日本靈異記』(二五例)、『貞信公記』(二六例)、『高山寺本古往来』(三例)のみに拾われるように、偏在が確認され、更に又『日本靈異記』、『貞信公記』の二資料には、「ことなり」表現が「ものなり」表現の三倍程存することが判った。東辻氏の説と絡めて、今後検討したいところである。

(10) 注(3)小川論文に詳しい。氏は、まず和化漢文の形式名詞の「由」を、①原因・理由の意味をもつもの②内容・趣旨の意味をもつもの、に二分し、更に後者内を「人間の言語の内容趣旨をあらわす語句をうけるもの」「思惟、知覚、意志、感情等、心理的活動の内容、対象となる事柄、事実をうけるもの」などに五分割して意味用法上の分析を行った上で、「由」字の意味用法が奈良時代から平安時代にかけて、「原因・理由」から「内容・趣旨」へと変化したことを論じられている。筆者(私)は、大筋においてその主旨を支持するものであるが、特に上代資料の分析に当たっては、「由」字そのものの用法もさることながら、そのヨミ(「由」字の担う語)についても注目すべきではなかったかと考える。すなわち、『古事記』の「由」字には総て「ユエ」が当たるところである(注6文献、『古事記』五三三頁、類義字一覽「因由」の項目)から、当然「ヨシ」と「ユエ」との関わりは問題となるであろう。和文の『源氏物語』における両語については、犬塚旦氏の研究(『ゆゑ』と『よし』)平安文学研究一八、一九五六年六月)があるが、所謂形式名詞については全く触れられていない。

(11) 「アヒダ」の「原因・理由」を表す用法については、注(一)拙稿に論じているので参照されたい(但し、用例数に若干の出入りがある)。論中、管見に入った用例(最古例は「佐伯院付属状」延喜五年)から、この用法の成立時期を「遅くとも延長・承平年間頃」と推定したが、その後辻田昌三氏は注(一)論文にて、上代資料の宣命や『古事記』における類似の用例を指摘し、「当時既に用いられていた」とされた。筆者も亦、今般の調査で『寧楽遺文』『平安遺文』などの再調査を行い、奈良時代天平神護二年(766)の「越前国諸莊莊券」や、平安初期弘仁六年(815)の「五百井女王家施入状」などからそれらしき用例を抽出した。辻田氏指摘の『古事記』(神武天皇)の用例も、「原因・理由」を表すものの如くに考えられる(但し、この例のみ)ので、かかる用法は、上代において既にその「萌芽」「微候」が見られる如くに付言する必要があるようである。『古事

記」からは、更に、

○乃追渡来、將_レ到_ニ難波之間、其渡之神、塞以_レ不入。(中巻、応神天皇)のような、逆接的な意として理解できる用例(二例)も看取される。

(12) 注(1)(2)(3)に掲出の論文参照。

(13) 但し、『古事記』においては、殆ど受身の助動詞「ユ」や語尾の「ル」「ス」として用いられる。詳細は、注(2) 沖森論文参照。

(14) 「アヒダ」については注(11)参照。因に、峰岸博士は注(4)文献三一五頁にて用例④を挙げられ、「理由の意を示す確例」と注を付されている。

(15) 注(4)(5)文献参照。

(16) 日本古典文学大系本(岩波書店)二五三頁頭注に「閻羅王のことばの趣旨」、日本古典文学全集本(小学館)二二四頁現代語訳に「閻魔大王の言葉の趣旨」とある。私に分類した「内容」の意を表すものに近い。

(17) 但し、「ムネ」と「ヨシ」とは等し並みには扱い得ない。「ムネ」は少用で、且つ長く本来の「趣旨」の意を専らとしており、典型的な形式名詞は「高山寺本古往来」あたりから拾われるのに対して、

○檢右取納使等ケムシノクニサニ被_ニ張行_一旨猶違ケリフコナク、オホツラシク例餘郡(128)

「ヨシ」は数種の意味用法(狭義)が行われる中で、「趣旨」「内容」のように、現代語の「ムネ」とほぼ同様の意で用いられているものも多く存する(『真福寺本将門記』の用例⑨⑩など参照)。この両語の関わりについても、爾後詳しく検討したいところである。

〔付記〕

本稿は、一九九三年八月一二日に開催された、第一八回鎌倉時代語研究会夏期研究会での口頭発表に基づき、若干の方向修正を行った上で、大幅に加筆して稿を成したものである。席上、小林芳規先生から貴重な御教示を賜った。記して深謝申し上げる次第である。